# 70歳未満の者の入院に係る高額療養費の現物給付化等に関する資料

# 目 次

•

•

○70歳未満の者の入院に係る高額療養費の現物給付化について	
· 制度概要········	1
・ 患者負担(一部負担金割合及び高額療養費自己負担限度額)・・・・	2
・ 70歳未満現物給付化の制度改正前と改正後の比較・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
<ul><li>・ 限度額適用認定証の交付から高額療養費現物給付化までの流れ</li></ul>	
	3
〇出産育児一時金の引上げ及び受取代理について	
- 引上げ及び受取代理の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
<ul><li>出産育児一時金の受取代理の実施状況について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>	5
<ul><li>市町村国保における受取代理の実施状況(都道府県別)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>	6

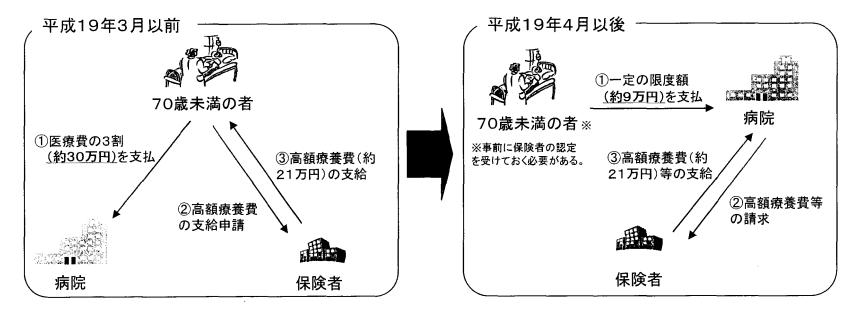
#### 70歳未満の者の入院に係る高額療養費の現物給付化(制度概要)

- 平成19年4月から、70歳未満の者の一医療機関における入院に係る高額療養費を現物 給付化し、窓口での支払を自己負担限度額にとどめることとする。
  - ※ 70歳以上の者の一医療機関における入院に係る高額療養費については既に現物給付化されている。
- このことにより、以下のような効果が期待される。
  - 患者が医療機関の窓口で多額の現金を支払う必要がなくなる。
  - ※ 平成16年度における被用者保険に係る現金給付された高額療養費年間支給額約2,800億円

(\*但し、この額全てが現物給付化の対象ではない。)

- 高額療養費の申請漏れが減少する。
- 患者が医療機関の窓口で支払う額が少なくなり、未収金について一定の改善が期待される。

#### (例)胃ガンの手術で10日間入院した時(医療費約100万円の場合)



# 患者負担(一部負担金割合及び高額療養費自己負担限度額)

【現行】	[2割]	【3割】 -150,000円+1% (83,400円)-	《世帯》 - 80.1,00円半 (44,400円	1%	<b>儿</b> 《外来 44, 40	THE STATE OF THE S	現役並み所得者
ሰル				【 1 害	<b>1</b> )		
—般		80,100円+1% : : : : : : : : : : : : : : : : : : :	44,400円		1 2,000円		一般
低所得者		35,400円	24,600円		8,000円		低所得者Ⅱ
		(24,600円)	1 5,000円		图000,8		低所得者 I
	: 【3歳】	[7	O歳】				
【平成20年4月	<b>引以降</b> 】						
上位所得者	2 割 —————	【3割】 150,000円+1% (83,400円)	【3割】 《世帯》 80,100円+1% (44,400円)	<外来>	【3書 <世帯≥ 80,100円+1% *(44,400円)	<外来> 44,400円	現役並み所得者
—般			【2割】		【1害	<b>(</b> ע	-
以文		80,100円+1% (44,400円)	62,100円 (44,400円)	24,600円	44,400円	1 2,000円	一般
低所得者		35,400円	24,600円	巴000,8	24,600円	图000,8	低所得者Ⅱ
		(24,600円)	1 5,000円	8,000円	15,000円	8,000円	低所得者 [
	【就学	: 空前】	: 〇歳】 注1)現役並み	【75 →所得者:課税	<b>歳】</b> 所得145万円、標	『準報酬月額28	万円以上

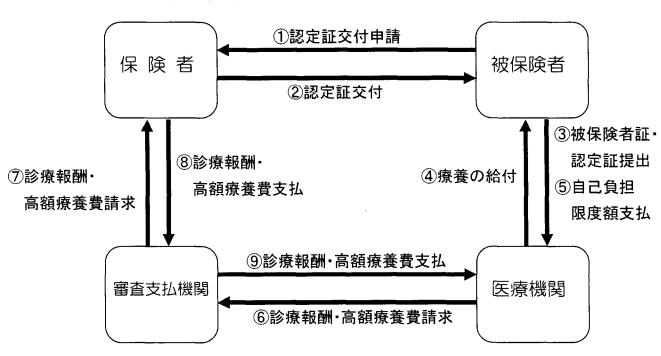
注1) 現役並み所得者:課税所得145万円、標準報酬月額28万円以上 上位所得者:標準報酬月額53万円相当以上、低所得者:住民税非課税世帯

<sup>-2-</sup> 注2) カッコ内は、多数回該当の場合の限度額

#### 70歳未満現物給付化の制度改正前と改正後の比較

区分	19年3月まで	19年4月より		
上 位 所 得 者	被保険者証	被保険者証限度額適用認定証		
— 般	被保険者証	被保険者証限度額適用認定証		
低所得者 (市町村民税非課税)	被保険者証標準負担額減額認定証	被保険者証 限度額適用・ 標準負担額 減額認定証		

#### 限度額適用認定証の交付から高額療養費現物給付化までの流れ



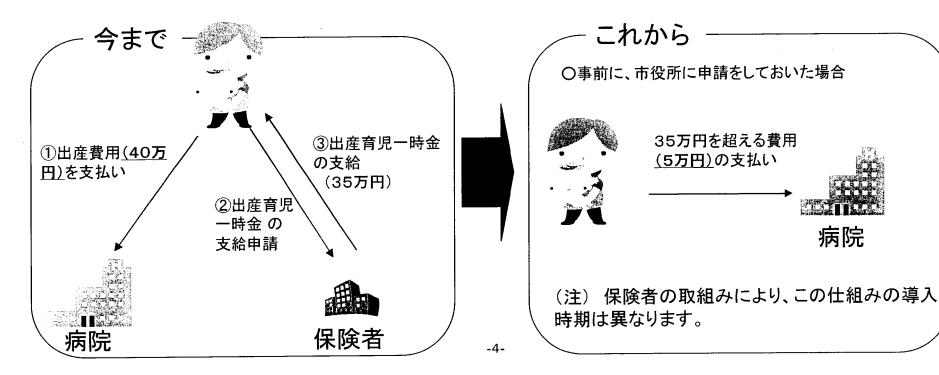
# 〇 出産時の費用負担を緩和します。

〇 平成18年10月から、出産育児一時金の額を引き上げます。

(今まで)30万円→(平成18年10月から)35万円

○ 事前の申請により、出産時に35万円までの費用を支払わずに済む仕組みの 導入を推進します。(出産育児一時金をあなたに代わって医療機関が受け取ります。)

例えば、出産費用が40万円かかったとき、



### 出産育児一時金の受取代理の実施状況について

〇 保険者ごとの受取代理の実施状況

政府管掌健康保険・・・ 平成18年10月より実施済み

健康保険組合 ・・・・・・・ 54% (今後導入予定を含めると、69%) (52組合を抽出して聞取り調査、平成19年3月実施)

国民健康保険 ・・・・・・ 53% (今後導入予定を含めると、87%) (全数調査、平成19年1月1日現在)

#### 市町村国保における受取代理の実施状況(都道府県別)

(平成19年1月1日現在)

		T		steen to be a second		<u> </u>	
		受取代理	受取代理	類似制度	実施予定	実施	(参考)
<u>都道所</u>	<b>F県名</b>	実施済み	実施予定	実施済み	なし	(予定)率	市町村数
1	北海道_	87	41	5	47	74%	180
2	青森	27	7	6	0	100%	40
3	岩手	17	6	9	3	91%	35
4	宮城	15	19	0	2	94%	36
5	秋田	20	2	3	0	100%	25
6	山形	18	11	2	4	89%	35
7	福島	25	30	5	0	100%	60
8	茨城	8	29	4	3	93%	44
9	栃木	4	24	5	0	100%	33
10	群馬	12	13	8	5	87%	38
11	埼玉	31	23		3	96%	71
12	千葉	6	28	7	15	73%	56
13	東京	15	28	11	8	87%	62
14	神奈川	9	11	10	5	86%	35
15	新潟	14	8	9	4	89%	35
16	富山	4	8	2	<del>-</del>	93%	15
17		12	<del>-</del>	Ō	Ö	100%	19
18	福井	1	16	0	0	100%	17
19	山梨	14	6	0			28
20	長野	54	18	2	7	91%	81
21	<u>            </u>	10	17	15	Ó	<b></b>	42
22	静岡	6		<b></b>	8		
23	<u> </u>	21	3	37	2	97%	
24	愛知 三重	14			1	97%	
25	<del></del>	19	q	0	0		
26	京都	10				<b></b>	
27	大阪	23			<b></b>		
28	兵庫	27		0	<b></b>		
29	<del></del>	8		8			
30	和歌山	6		<b></b>		<del></del>	
31	鳥取	18		1	7	<b></b>	
32		3		<u> </u>	` <del> </del> <u>-</u>	d	
33	<u>島根</u>   岡山	11		<b></b>	<b></b>		<del> </del>
34	上 <u>岡田</u> 広島	18			<b>~~~~</b>		
35		10	7		4	<b></b>	
36		4	7		16		
37		-	1		1	- <del></del>	
38	4	4					
39			24		3		
40		20					~
		23					
41		6			·		<b></b>
42	4	22					
		-					
44		<u>C</u>	-{	12		77%	-
45	· <del>-</del>	5				86%	
46		21					
47		19			1 2		<del></del>
	合計	732					1839
	/本 <b>广</b> /	40.0%	6 34.0%	6 13.0%	6 13.0%	ó	